

規制改革等3か年計画2005 ～ 法務関係より

制度調査部
堀内勇世

【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

会社法制定(商法改正)とも関係が深い、「法務関係」の「我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備」の項目を引用する。

1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「6 法務関係」の中の「イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備」の項目を引用する。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日までとされている。

3. 「イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備」の項目

「6 法務関係」の中の「イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備」の項目を引用する。なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会社法制の現代化等 (法務省)	会社に関する規定(商法第2編、有限会社法等)について、片仮名文語体で表記されている規定の平仮名口語体化(いわゆる現代語化)を図るとともに、これらを分かりやすく再編成する。	第 162 回国会 に 関係 法案 提出	法案成立後、 公布	
民法の現代語化(法務省)	片仮名文語体で表記されている民法について、平仮名口語体に改める(いわゆる現代語化)。 【民法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 147 号)】	第 161 回国会 に 関係 法案 提出・成立	措置(4月施行予定)	
株式会社に関する最低 資本金規制の抜本的見 直し(法務省)	起業を促進し我が国経済の活性化に資する観点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直す。	第 162 回国会 に 関係 法案 提出	法案成立後、 公布	
会社設立に関する諸手 続についての電子化 (法務省、総務省、財 務省、厚生労働省)	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施		
登記のオンラインによ る一括申請及び登記事 項の電子化 (法務省)	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成 16 年法務省令第 22 号)】 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	一部措置済	逐次実施	
		逐次実施		

債権譲渡登記制度の拡充 (法務省)	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数 5,000 個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限 (1,500 キロバイトを上限とする) のみとする。 【債権譲渡登記規則の一部を改正する省令(平成 16 年法務省令第 38 号)】	措置済 (5 月施行)		
資本金払込証明制度の見直し (法務省)	会社設立の際の払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、本制度が金銭の払込みが実在することの確認であるとの趣旨にかんがみ、その証明の手段を現行の払込保管証明に限定せず、残高証明その他実際の払込みがあることを証明できる適切な手段によることを可能とするよう、商法において措置を講ずる。	第 162 回国会 に関係法案提出	法案成立後、 公布	
定款の目的の記載内容の柔軟化 (法務省)	起業及び新規ビジネス参入促進等の観点から、会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、柔軟な記載を認めるよう検討し、結論を得る。	第 162 回国会 に関係法案提出	法案成立後、 公布	
合併等対価の柔軟化 (法務省) (財務省)	a 対日直接投資を活発化させる観点から、外国会社を含む親会社株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能とする合併等対価の柔軟化について恒久的な措置を講ずる。 ----- b 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、検討する。	第 162 回国会 に関係法案提出	法案成立後、 公布	検討 (16 年度以降)
単元未満株式の共益権の見直し (法務省)	単元未満株主の有すべき権利については、原則として現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することができるよう平成 17 年度中に措置 (法案提出) する。	第 162 回国会 に関係法案提出	法案成立後、 公布	

社債・融資法制の連続化 (法務省、金融庁)	<p>社債に関する法制と借入れに関する法制を連続化することが、将来における我が国の金融の活性化を図る観点から必要であることから、以下のような制度の改善について検討する。</p> <p>a シンジケートローン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者となり、その担保権の管理を行うことができるようにすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。</p>	逐次検討・結論		
	<p>b 社債について、担保の種類制限(担保附社債信託法(明治38年法律第52号)第4条)は撤廃する。</p>	逐次検討、結論 結論のうちの一部について第162回国会に関係法案提出、平成17年度に法案成立後、公布		
	<p>c 社債の発行形態の自由度を高める(いわゆる売出發行形態の許容を含む)。</p>	第162回国会 に関係法案提出	法案成立後、 公布	
	<p>d 有限会社についても、社債の発行を認める。</p>			
新しい投資スキームの創設 (経済産業省)	<p>より一般的な投資ファンド法制を整備するため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。</p> <p>【検討の結果、金銭債権の取得等投資事業範囲を拡大】</p>	検討・結論		

<p>私法上の事業組織形態の検討 (法務省、金融庁)</p>	<p>a 出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。</p>	<p>第 162 回国会 に 関係 法案 提出</p>	<p>法案成立後、 公布</p>	
<p>(法務省、経済産業省、 財務省)</p>	<p>b 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。</p>	<p>第 162 回国会 に 関係 法案 提出</p>	<p>法案成立後、 公布 税法上 の取扱につい て一部措置</p>	
<p>動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 (法務省)</p>	<p>a 動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。 【債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 148 号)】</p>	<p>第 161 回国会 に 関係 法案 提出・成立</p>	<p>措置(10月施 行予定)</p>	
<p>保証制度の見直し (法務省)</p>	<p>b 企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。</p> <p>保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとする等、保証関係規定の見直しを行う。 【民法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 147 号)】</p>	<p>検討開始</p>	<p>引き続き検討</p>	
<p>倒産法制の整備 (法務省)</p>	<p>賃料債権の処分等についての効力の制約を定めた破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 63 条の規定を削除し、また、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件を明確化する。 【破産法(平成 16 年法律第 75 号)】</p>	<p>措置済(平成 17 年 1 月施 行)</p>		

小会社における会計監査人の任意設置及び会計参与制度の導入 (法務省)	現在、会社法制の現代化に係る法制審議会において、小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与(仮称)」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。	第 162 回国会 に 関係法案提出	法案成立後、 公布	
社債発行に関する取締役会決議義務付の見直し (法務省)	社債の発行手続については、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内における具体的な額等の決定及び一定の期間内における個々の発行時期の決定を委任することができるよう平成 17 年中に措置(法案提出)する。	第 162 回国会 に 関係法案提出	法案成立後、 公布	